

75年目のヒロシマ・ナガサキ

1945年8月6日ヒロシマ、8月9日ナガサキに核爆弾が落とされ75年。

ことはコロナ禍で多くの人が集まることが出来ない中、鎌ケ谷市の市役所にある「ヒロシマの被爆した敷石のモニュメント」の前で8時15分(8/6)、「かたぐるま」の前で11時2分(8/9)に黙祷と献花の“非核・平和を祈念する市民の集い”が催されました。50~60人の参加でしたが全員マスク、ソーシャルディスタンスの中で行われました。

8/6 広島で被爆した折鶴会の小中さんから当時のお話を聞くことが出来ました。工場に学徒動員され働いていたとき、ピカと光りドーンと爆風が・・・一緒にいた友の両親は爆心近くで亡くなっており、小中さんのご両親は生存していたがお父様はわが子の小中さんを探して爆心の炎の中を探し回ったとの事、そのときの放射能の影響が後々・・・核兵器の恐ろしさと悲惨さを静かに語ってくれました。



8/9 ナガサキで被爆された荒木さんからは、被爆2年後に放射能の影響で両親とおばあさまが相次いで亡くなられたこと、おねえ様と再開できたのは15年以上たってから・・・と当時の様子が語られ、核兵器は要らない、戦争があってはならないとの思いが語られました。

小中さんは核爆弾による死者はヒロシマが14万人長崎が7万人の違いは何かについて語りました。ヒロシマでは街の真ん中にある木造の家をどかさ疎開のための作業に多くの生徒から学生そして多くの女性が動員されていたからその爆心にいた子どもや女性が多く一瞬のうちに亡くなったのだと。つらい話です。昨年同様「長崎の鐘」の歌を聴くことが出来ました。



核兵器禁止条約は2017年7月122カ国の賛成で成立。2020年8/9現在署名国82カ国、そのうち批准した国が43カ国。あと7カ国の批准で法的効力が発生。核兵器が“人道上・道徳上の悪”であるだけでなく“国際法上の違法なもの”とする条約が効力を発するのです。

核兵器禁止条約で謳っています。

“廃絶こそがいかなる状況においても核兵器が二度と使われないことを保証する唯一の方法”

“核兵器について検証可能で透明性のある廃棄を含め、核兵器の法的拘束力を持った禁止は、核兵器なき世界の実現と維持に向けて重要な貢献となる”と。

日本政府はいつまでもこの条約に反対しているのでなく積極的に署名・批准し世界の平和構築のためにその先頭に立つべきです。

「核の傘=核兵器の使用・恐怖による平和」に頼ることが真の“平和主義”なのだろうか?日本国憲法の平和主義の具体的実現の内実を一人ひとりが確認しなおす必要を感じます。

一日も早く核兵器禁止条約を批准するよう日本政府へ要請していきましょう。



「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

*活動報告HPに掲載「いい鎌ケ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。